生活福祉資金貸付（コロナ特例貸付）をご利用の皆様へ

生活福祉資金貸付（特例貸付）において、毎月 27 日（当日が土曜日、日曜日及び祝日の場合は翌営業日）に引き落としをさせていただいている、コロナ特例貸付の償還金について、11 月 27 日付けの引き落としが、本会の事務処理の手違いにより、２回分となっております。

この度は、大変ご迷惑をおかけすることとなり、誠に申し訳ありません。

なお、重複して引き落とした金額については、金融機関の口座振替結果を確認したうえで返金いたします。手続きの都合上、12 月 8 日以降、順次返金する予定ですので、何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。

また、本件について、ご不明な点がありましたら、下記までご連絡くださるようお願いいたします。

栃木県社会福祉協議会（受付時間（平日）8 時 30 分から 17 時 15 分）

特例貸付償還事務センター　TEL050-2018-2220

福祉資金課　TEL028-643-3385 又は 028-600-3177

また、本会からも、対象者の方に対しては、本会からショートメッセージや電話による連絡を行っております。着信を確認された場合には、上記事情説明及びお詫びのための連絡ですので、併せて、ご理解を賜りますよう、重ねてお願いいたします。